

# 第1章 計画見直しの考え方

## 第1節 計画見直しの背景

本市は、日本一高く美しい山「霊峰富士」に抱かれ、長年にわたり育まれてきた豊かな森林、清らかな水など素晴らしい自然に恵まれています。これらの自然は、私たちに潤いと活力を与え、その生活や文化を育み、誇るべき財産となってきました。

しかしながら、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造や、新たなライフスタイルの定着に起因する環境への負荷は、都市部を中心とした中小河川の水質汚濁、廃棄物の増大、里山等の自然の減少、森林の荒廃等に影響を及ぼし、今日の多くの環境問題の一因となっています。

さらに、地球温暖化、生物多様性<sup>1</sup>の減少、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球規模の環境問題など、私たちの環境を取り巻く情勢は日々変化しています。

そこで、世界に誇る富士山の多様性に富んだ自然環境を保全し、将来の世代に継承するため、本市は平成17（2005）年3月に富士吉田市環境基本計画（以下「第1次計画」という）を策定しました。

第1次計画の策定から10年が経過した平成26（2014）年3月には第2次富士吉田市環境基本計画（以下「第2次計画」という）を策定しました。第2次計画では、第1次計画で本市が目指す環境の将来像（キャッチフレーズ）として定めた『未来にのこそう美しい富士の里』とのキャッチフレーズを引き継ぎ、環境への社会的取り組み、自然環境、生活環境、地球環境の4分野を中心的なテーマとして取り組んできました。

第2次計画の策定以降、大きな国際的動きとしては、地球規模の環境の危機を反映し平成27（2015）年9月に国連持続可能な開発サミットにおいて平成27（2015）年から令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>2</sup>」が採択され、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。また、令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の国際枠組みとして「気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを全体目標とし、そのために世界全体で今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出されました。令和4（2022）年12月には新たな生物多様性に関する世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、「30by30目標」<sup>3</sup>及び侵略的外来種<sup>4</sup>の侵入率や定着率の半減等のターゲット（行動目標）が掲げられました。

我が国では、第5次環境基本計画が策定され、地域循環共生圏の実現のための6つの重点戦略

<sup>1</sup> あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（個体）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。

<sup>2</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

<sup>3</sup> 30by30（サーティー・バイ・サーティー）：生物多様性保全のため、2030年までに保護地域指定などによって国土の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

<sup>4</sup> 侵略的外来種：移動先の生態系、人間の健康や生活、あるいは農林漁業に影響を及ぼすことが多い外来生物のうち、特にその影響が大きいものをいう。

(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を掲げ、環境に関する課題のみでなく、経済・社会的課題も同時解決していくことを目指しています。地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、令和32(2050)年脱炭素(カーボンニュートラル)<sup>5</sup>を基本理念として法定化(令和3(2021)年3月2日閣議決定)され、脱炭素に向けた取り組みの加速化が求められています。

また、本県は平成28(2016)年度に「やまなしエネルギービジョン」の策定、平成30(2018)年度にはレッドデータブック<sup>6</sup>の改訂が行われ、それらも踏まえた「第2次山梨県環境基本計画」の中間見直しでは、環境負荷が少なく災害にも強いエネルギー社会の構築、環境と経済の好循環による持続可能な社会の構築、生物多様性に富んだ自然環境の保全、廃棄物の減量化と循環利用の推進といった課題に今後取り組んでいくべきことが示されています。

本市は、「第2次環境基本計画」のもと、環境に関する計画、施策を推進し、市民、事業者、市及び滞在者が一体となり、地球環境問題やエネルギー問題等に取り組んできました。令和3(2021)年2月には令和32(2050)年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、日照時間の長さ、多くの森林資源やそこから生まれる水資源など豊かな自然の特性を生かしながらさらに取り組みを推進することとしています。

そこで、前計画が計画の期間を満了したこと、本市を取り巻く環境の現状、国、県の動向などを踏まえ、環境の保全と創造に関する施策を、より一層総合的かつ効果的に進めていくため、前計画の見直しを行い、新たに第3次富士吉田市環境基本計画を策定することとしました。

---

<sup>5</sup> カーボンニュートラル：ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。

<sup>6</sup> レッドデータブック：日本の絶滅の恐れがある野生生物種のリスト。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れがある種を選定しリストにまとめたもの。

## 第2節 計画の見直し点

計画策定後の法整備や新たな環境問題等、社会情勢の変化や市の取り組み状況を考慮し、現行の体系から「本市が目指す環境の将来像（キャッチフレーズ）」「望ましい環境像」「基本目標」「施策の基本方向」を以下のように見直します。

### 第1項 本市が目指す環境の将来像（キャッチフレーズ）の見直し

第2次計画

未来にのこそう美しい富士の里



第3次計画

ともに守り 未来につなごう美しい富士の里

本市が目指す環境の将来像は、長期的な視点において目指す本市の理想の姿であり、市民、事業者、市及び滞在者において共通のイメージとなるものです。また、今回市民意識調査において重要度が高いと回答された項目は、「水、川・湖、空気、まちがきれいであること」であり、第2次計画において掲げた「美しい富士の里」のキーワードに集約でき、市民の想いと一致することから、基本的には第2次計画までの方向性を踏襲し、堅持しながら、下記の観点を踏まえて見直しを行いました。

- 新たに策定された本市のSDGs推進指針においては、本市が策定する計画や方針にSDGsの観点を導入していくこととされています。
- この指針に則り、能動的なアクションによって将来像を実現していくという観点と姿勢を示すために、「のこす」から「つなぐ」としました。
- 多様なあらゆる主体の参画とそれらの連携・協働を促し包摂性のある取り組みを行っていくことを重視します。（「ともに」）
- 保全と活用のバランスを図りながら、本市の美しい環境を未来に受け継いでいくという思いを新たに表現します。（「守り」「つなぐ」）

第2次計画

キャッチフレーズ 未来にのこそう美しい富士の里

<p>環境への社会的取り組み</p> <p>I みんなが環境を守ることに参加し、こころ豊かで潤いのあるまち</p>	<p>1 <u>環境のために自ら考え、行動するまちづくり</u></p> <p>①環境教育・環境学習の充実 ②環境保全活動の推進 ③環境情報の発信</p> <p>2 <u>みんなが美化活動に取り組む美しいまちづくり</u></p> <p>①まち美化活動の推進 ②不法投棄対策の推進</p>
<p>自然環境</p> <p>II 富士山の豊かな自然環境を育み活かすまち</p>	<p>3 <u>富士山と歴史的文化的資源を守り、その素晴らしさを活用するまちづくり</u></p> <p>①富士山の保全 ②富士山環境の整備推進 ③歴史的文化的環境の保全及び活用</p> <p>4 <u>清らかな水を守り、水辺と親しめるまちづくり</u></p> <p>①市内水域の水質改善の推進 ②地下水の保全・活用 ③水辺の親水化の推進</p> <p>5 <u>人と自然がふれあい、共生するまちづくり</u></p> <p>①森林の再生・保全・創造 ②適切な獣害対策の推進 ③環境保全型農業の推進</p>
<p>生活環境</p> <p>III いきいきと暮らせる健康で快適なまち</p>	<p>6 <u>安全で安心なまちづくり</u></p> <p>①安全な歩道の確保 ②低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減</p> <p>7 <u>快適で住みよいまちづくり</u></p> <p>①景観に配慮したまちづくり ②公害の防止 ③緑化の推進</p>
<p>地球環境</p> <p>IV 地域と地球の環境を考えるまち</p>	<p>8 <u>ごみの発生抑制、資源の循環に努めるまちづくり</u></p> <p>①4R の推進 ②ごみ減量に関する啓発活動の推進</p> <p>9 <u>省エネルギーを推進し、自然エネルギーの利用を心がけるまちづくり</u></p> <p>①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの利用促進 ③地球温暖化対策の推進</p>

## 第3次計画

### キャッチフレーズ **ともに守り** 未来につなごう美しい富士の里

<p>環境への社会的取り組み</p> <p><b>I</b> みんなが持続可能な地域づくりを担うまち</p>	<p><b>1</b> <u>環境のために自ら考え、行動するまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①環境教育・環境学習の充実</li><li>②環境保全活動の推進</li><li>③環境情報の発信</li><li>④まち美化活動の推進</li></ul>
<p>自然環境</p> <p><b>II</b> 富士山が育む多様性に富んだ自然環境を守り活かすまち</p>	<p><b>2</b> <u>富士山と歴史的文化的資源を守り、その素晴らしさを活用するまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①富士山の保全</li><li>②富士山環境の整備推進</li><li>③歴史的文化的環境の保全及び活用</li></ul> <p><b>3</b> <u>清らかな水を守り、水辺と親しめるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市内水域の水質改善の推進</li><li>②地下水の保全・活用</li><li>③水辺の親水化の推進</li></ul> <p><b>4</b> <u>人と自然がふれあい、共生するまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①豊かな生物多様性の保全</li><li>②森林の再生・保全・創造</li><li>③適切な獣害対策の推進</li><li>④環境保全型農業の推進</li></ul>
<p>地球環境</p> <p><b>III</b> 地域と地球の環境を考えるまち</p>	<p><b>5</b> <u>脱炭素に向けたゼロカーボンシティ実現のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①省エネルギーの推進</li><li>②再生可能エネルギーの利用促進</li><li>③地球温暖化対策の推進</li><li>④脱炭素ツーリズムの促進</li></ul> <p><b>6</b> <u>ごみを出さない暮らしへの転換と資源循環型のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①4Rの推進</li><li>②脱プラスチック (Renewable) の推進</li><li>③ごみ減量に関する啓発活動の推進</li><li>④不法投棄対策の推進</li></ul>
<p>生活環境</p> <p><b>IV</b> いきいきと暮らせる健康で快適なまち</p>	<p><b>7</b> <u>安全で安心なまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①安全な歩道の確保</li><li>②低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減</li><li>③災害に強いまちづくり (気候変動への適応)</li></ul> <p><b>8</b> <u>快適で住みよい美しいまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①景観に配慮したまちづくり</li><li>②公害の防止</li><li>③緑化の推進</li></ul>

## **(1) 望ましい環境像Ⅰ みんなが環境を守ることに参加し、こころ豊かで潤いのあるまち**

国の第5次環境基本計画で示されている目指すべき社会の姿「持続可能な循環共生型の社会の実現」という大きな方向性に沿って、「環境を守る」「こころ豊かで潤いのある」の表現に代わり、「持続可能な」というキーワードを盛り込みます。

また、市民、事業者、市及び滞在者それぞれがまちづくりの担い手であるという考え方のもと役割に応じた主体的な行動を期待して「みんなが持続可能な地域づくりを担うまち」とします。

施策の基本方向である「まち美化活動の推進」については「基本目標 環境のために自ら考え、行動するまちづくり」に組み入れ、「基本目標 みんなが美化活動に取り組む美しいまちづくり」と統合しました。

## **(2) 望ましい環境像Ⅱ 富士山の豊かな自然環境を育み活かすまち**

新たな生物多様性に関する世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されたことから、生物多様性のキーワードをより重視し「多様性」のキーワードを加えます。

また、富士山を含む市域全体の自然環境について考え施策を推進していく必要性から、「富士山が育む多様性に富んだ自然環境を守り活かすまち」とします。

上記の国際的な生物多様性保全に係る動きを鑑み「基本目標 人と自然がふれあい、共生するまちづくり」の枠組みに「豊かな生物多様性の保全」を新たな施策の基本方向として加えます。

## **(3) 望ましい環境像Ⅲ いきいきと暮らせる健康で快適なまち**

気候変動対策としての適応策<sup>7</sup>について取り組みを図るべき時期に来ていることから「基本目標 安全で安心なまちづくり」の枠組みに「災害に強いまちづくり（気候変動への適応）」を新たな施策の基本方向として加えます。

「基本目標 みんなが美化活動に取り組む美しいまちづくり」に対する施策の基本方向のうち「不法投棄対策の推進」については、市民等による美化活動の範囲を超え関係機関と連携したパトロール等の取り組みが必要となっていることから、「基本目標 ごみを出さない暮らしへの転換と資源循環型のまちづくり」の枠へ組み入れます。

## **(4) 望ましい環境像Ⅳ 地域と地球の環境を考えるまち**

「基本目標 ごみの発生抑制、資源の循環に努めるまちづくり」は目標としての積極的な姿勢を明確にするため「ごみを出さない暮らしへの転換と資源循環型のまちづくり」に変更します。

また、プラスチックを再生素材や再生可能資源に切り替える「Renewable」を原則としたプラスチック資源循環促進法施行を踏まえ、「脱プラスチック（Renewable）の推進」を新たに加えます。

「基本目標 省エネルギーを推進し、自然エネルギーの利用を心がけるまちづくり」は、国の令和32（2050）年カーボンニュートラルといった目標を受け、「脱炭素」のキーワードがよ

---

<sup>7</sup> 適応策：気候変動への対策としての「適応」は、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる対策のこと。

り重要性を増していること、また、本市のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、「脱炭素に向けたゼロカーボンシティ実現のまちづくり」に変更します。

また、この枠組みに対する施策の基本方向として、本市の特性及び計画の主体として位置づけられている「滞在者」に対してのアプローチも想定し「脱炭素ツーリズムの促進」を新たに加えます。